## 破産債権の特別調査期日

**平成２１年（フ）第１９２１号**
仙台市若林区上飯田３丁目28番20号
破産者　若林　正樹
特別調査期日　平成22年11月19日午後２時
平成22年９月30日
仙台地方裁判所第４民事部破産係

## 債権者集会招集

**平成２０年（フ）第３号**
香川県三豊市高瀬町下勝間677番地１
破産者　株式会社村食
１　期日　平成22年12月22日午前11時20分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年９月30日
高松地方裁判所観音寺支部

**平成２０年（フ）第１８３号**
東京都新宿区西新宿２丁目４番１号
破産者　株式会社ノヴァ情報システム
１　期日　平成22年11月２日午後２時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成22年９月30日
大阪地方裁判所第６民事部

## 書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

**平成１９年（フ）第７２８号**
熊本県上天草市姫戸町姫浦881番地の４
破産者　天草造船株式会社
異議申述期間　平成22年11月24日まで
平成22年10月１日
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２２年（フ）第４５２６号**
大阪府吹田市青山台２丁目６番Ｂ６―204号
破産者　西村　邦広
異議申述期間　平成22年11月26日まで
平成22年10月１日
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２１年（フ）第９１号**
宮崎県西臼杵郡高千穂町大字三田井1217番地
破産者　株式会社丸共工務店
異議申述期間　平成22年11月29日まで
平成22年９月29日　宮崎地方裁判所延岡支部

**平成２２年（フ）第２５号**
大分県玖珠郡玖珠町大字森1768番地
破産者　魚返美智子
異議申述期間　平成22年11月30日まで
平成22年９月30日　大分地方裁判所日田支部

**平成２２年（フ）第１１５号**
宮崎県延岡市野地町６丁目5315番地
破産者　三浦タケ子
異議申述期間　平成22年12月１日まで
平成22年10月１日　宮崎地方裁判所延岡支部

## 特別清算開始

**平成２２年（ヒ）第２０６６号**
東京都文京区後楽１丁目４番14号
清算株式会社　サイボウズ・メディアアンドテクノロジー株式会社
代表清算人　山田　　理
１　決定年月日　平成22年９月30日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

**平成２２年（ヒ）第２０８６号**
東京都北区田端新町２丁目22番11号
清算株式会社　光陽運輸株式会社
代表清算人　林　　成光
１　決定年月日　平成22年９月29日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第８部

**平成２２年（ヒ）第１０２号**
鹿児島市与次郎２丁目７番25号
清算株式会社　栃木九建株式会社
代表清算人　桃木野　聡
１　決定年月日　平成22年９月28日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所民事第３部

**平成２２年（ヒ）第１０３号**
鹿児島市与次郎２丁目７番25号
清算株式会社　九建開発株式会社
代表清算人　桃木野　聡
１　決定年月日　平成22年９月28日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
鹿児島地方裁判所民事第３部

## 特別清算終結

**平成２２年（ヒ）第２０６２号**
東京都中野区白鷺２丁目29番19号
清算株式会社　タジマ土地建物株式会社
１　決定年月日　平成22年９月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

**平成２２年（ヒ）第２号**
和歌山県西牟婁郡白浜町3008番地
清算株式会社　株式会社鉛山開発
１　決定年月日　平成22年９月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
和歌山地方裁判所田辺支部

## 更生計画認可

**平成２２年（ミ）第４号**
宮城県大崎市岩出山下野目字寒気原１番地１号
更生会社　ジャパンサイクル株式会社
１　決定年月日　平成22年９月30日
２　主文　本件更生計画を認可する。
３　理由の要旨　管財人から提出された更生計画案は、可決され、かつ法定の要件を満たしている。
４　更生計画の要旨
第１章　更生計画立案までの経過（省略）
第２章　更生計画の基本方針と骨子（省略）
第３章　更生債権等に関する権利の変更と弁済方法
第１節　更生担保権
１　不動産・工場財団に対する更生担保権
⑴　確定債権
３件　167,700,000円
別表７
⑵　権利の変更及び弁済の方法
①　現金による弁済
「別表７　更生担保権弁済計画表（不動産・工場財団）」記載の整理番号１番、３番の更生担保権は、同表「弁済額」欄記載の金額を、更生計画認可決定確定後、２か月以内に一括弁済する。
②　株式による代物弁済
「別表７　更生担保権弁済計画表（不動産・工場財団）」記載の整理番号２番(有)アセットポートフォリオ）の更生担保権は、同表「弁済額」欄記載の金額を、更生計画認可決定確定後、２か月以内で、管財人が指定する日に、第８章第２節に基づき更生会社が発行する新株式をもって代物弁済する。新株式は、弁済額欄記載の金額につき50,000円ごとに１株を発行し、割当ては、同表「割当株式数」欄記載のとおりである。
２　リース等の更生担保権
⑴　確定債権
９件　29,305,594円
別表８
⑵　権利の変更及び弁済の方法
①　現金による弁済
「別表８　更生担保権弁済計画表（リース等）」記載の整理番号１番～８番の更生担保権は、同表「弁済額」欄記載の金額を、更生計画認可決定確定後、２か月以内に一括弁済する。
②　相殺
「別表８　更生担保権弁済計画表（リース等）」記載の整理番号９番(エコシステムエンジニアリング㈱）の更生担保権は、同表「弁済額」欄記載の金額の支払債務を受働債権、本章第１節１⑵①の更生担保権の弁済後に更生会社が取得する求償権を自働債権として、本章第１節１⑵①の更生担保権の弁済後、２週間以内に対当額で相殺する。
第２節　優先的更生債権―公租公課―
１　届出債権
５件　48,815,833円及び額未定
別表９
（内訳）
本税等（督促手数料を含む）
48,149,933円
更生手続開始決定の日の前日までの延滞金等
665,900円
更生手続開始決定の日から起算して１年を経過する日の翌日から更生計画認可決定日の前日までの延滞金等
額未定
更生手続開始決定の日から起算して１年を経過する日まで及び更生計画認可決定日以後完納に至るまでの延滞金等
額未定